

**令和3年4月1日よりロッカー・メールボックスの利用を有料にします。
(令和3年度当初予算案が一宮市議会において可決された場合)**

ロッカー・メールボックス・事務室の利用団体を募集します

- ・ロッカー・メールボックスは、特定の団体のみが利用する設備のため、受益者負担の観点から令和3年度より利用料を徴収します。(ロッカー2,400円/年、メールボックス1,200円/年)
- ・利用希望の団体は、同封の利用希望届を以下のいずれかの方法でお申し込み下さい。(令和3年3月21日(日)必着) 申込多数の場合は抽選を行い、抽選の結果、3月26日(金)までにロッカー・メールボックスが利用できる団体をセンターウェブサイトで発表します。
- ・現在利用している団体で、引き続き利用を希望される団体も再度申し込みが必要です。

(申込方法)

- ① FAX 0586-85-7023
- ② 郵送 〒491-0858 一宮市栄3丁目1番2号 i-ビル 3F 市民活動支援センター
- ③ E-mail info@138cc.org ※申込書の内容を漏れなく記載してお送りください

◆ロッカー

活動に必要な機材や事務用品、用紙などの保管に利用できます。

- 利用期間／令和3年4月1日(木)～令和4年3月31日(木)
※利用日・時間は市民活動支援センターの開館日・開館時間に準じます。
- 利用料／年額2,400円(前払)
- 貸出数／ロッカー(鍵付)30個
- サイズ／高さ41cm×横30cm×奥行35cm(A4サイズ用紙可)

1. ロッカーの鍵は支援センターでお預かりします。
2. **年額前払いのため、期間の途中で利用を中止しても、徴収した利用料は返還しません。**

◆メールボックス

メンバー間、団体間の情報交換や郵便物の受け取りなどに利用できます。

- 利用期間／令和3年4月1日(木)～令和4年3月31日(木)
※利用日・時間は市民活動支援センターの開館日・開館時間に準じます。
- 利用料／年額1,200円(前払)
- 貸出数／メールボックス(鍵付)9個
- サイズ／高さ19cm×横28cm×奥行35cm

1. 郵便物の宛先は「〒491-0858 一宮市栄3丁目1番2号 i-ビル 3F 一宮市市民活動支援センター内〇〇(〇〇は団体名)」です。ただし、受領確認が必要なもの、メールボックスに入らないものは受け取ることができません。
2. メールボックスの鍵は支援センターでお預かりします。
3. **年額前払いのため、期間の途中で利用を中止しても、徴収した利用料は返還しません。**
4. 定期的にメールボックス内を確認してください。

事務室は裏面参照

◆事務室

団体の立ち上げ期の支援や、活動のとりわけ初動期の拠点として、事務室を利用できます。

■ 利用期間

令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）

■ 利用料／広さ

名称	利用料金	広さ(m ²)
貸事務室①（鍵付）	96,000円(月額8,000円)	5.9
貸事務室②（鍵付）	96,000円(月額8,000円)	5.0
貸事務室③（鍵付）	132,000円(月額11,000円)	7.6

※支払は月払いで、支払期限は毎月15日です

■ 設備

- ・各部屋には、事務机1、事務椅子1、ホワイトボード1、ファイリングキャビネット1、電源コンセント2があります。
- ・インターネットは公衆無線LANをご利用ください。

■ 利用可能時間

曜日	時間
日～木	午前9時～午後5時
金・土	午前9時～午後9時

※ 利用時間は、センター開館時間内です。
祝休日、夏季、年末年始は休館です。

■ 郵便、駐車場

- ・支援センター内メールボックスで郵便物の受け取りができます。ただし、受領確認が必要なものは受け取ることができません。
- ・駐車券の補助はありません。

■ 利用条件

- ・概ね週3日（1日2時間）以上利用すること。
- ・団体情報の常時公開に努めること。
- ・事務室の利用期間中に、独立した事務所の開設を目指すこと。

■ 申込方法

同封の利用希望届の他、次の書類を添えてお申し込みください。

- ① 団体の定款・会則・規約等
- ② 役員名簿（役員名・住所が記載されたもの）及び会員名簿（5名以上の会員名・住所が記載されたもの）

■ 選定方法

申込時点で、団体立ち上げから3年以内の団体であって、代表者の自宅を事務所とする等、専用の事務所を持たない団体を優先します。最初に優先基準に該当する団体で抽選を行い、事務室に空きがある場合には、その他の団体で抽選を行い、選定します。

1. 備品や設備の破損等の場合、損害を賠償していただくことがあります。
2. 鍵は支援センターでお預かりします。室内は整理整頓し、清潔を保ってください。
3. NPO法人の登記上の事務所としては利用できません。
4. 総利用期間は最長で3年です。
5. 盗難・紛失その他の損害について、市は責任を負いかねます。

ロッカー・メールボックス・事務室 利用希望届

募集案内を確認したうえで、利用希望のものにチェック☑をし、郵送・FAX・E-mailのいずれかの方法でお申し込みください。(令和3年3月21日(日)必着)

ロッカー (年額 2,400 円)

メールボックス (年額 1,200 円)

事務室^{※1}

貸事務室①・②^{※2}

貸事務室③

※1 事務室をご希望の場合は、団体の規約等と役員名簿・会員名簿を添付して下さい。

※2 貸事務室①・②については、同一区分で申込みを受け付け、市で割り振ります。

団体名

担当者名

電話番号

メール

【ロッカー・メールボックスの利用希望届提出後の流れ】

- 1.利用希望届の提出 (3月21日締切)
↓
- 2.抽選の結果、利用できる団体をセンターホームページで発表 (3月26日までに)
↓
- 3.発表後、該当する団体は、利用申込書の提出とともに利用料(年額)を支払い
(最初の利用時または4月15日の早い方)
↓
- 4.領収書の交付(支払時に)

【ロッカー・メールボックス申し込みにおける注意点】

- 1.ロッカーの鍵は支援センターでお預かりします。
- 2.年額前払いのため、期間の途中で利用を中止しても、徴収した利用料は返還されません。